

**改正**

平成17年3月31日条例第10号

平成26年3月31日条例第27号

平成31年3月29日条例第5号

沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

**第1条** 工業技術の交流を促進し、県内企業の生産技術の向上及び地域産業の振興を図るため、沖縄県工業技術交流センター（以下「交流センター」という。）を設置する。

(位置)

**第2条** 交流センターの位置は、うるま市字州崎12番2とする。

(使用の許可)

**第3条** 別表に掲げる交流センターの施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、施設等の管理上必要と認めるときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

3 知事は、第1項の許可を受けようとする者が次の各号の一に該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があるとき。

(使用料)

**第4条** 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

3 既納の使用料は、返還しない、ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又

は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

**第5条** 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(権利譲渡等の禁止)

**第6条** 使用者は、施設等を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

**第7条** 知事は、使用者が次の各号の一に該当するときは、第3条第1項の許可を取り消し、又は施設等の使用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 許可に付した条件に違反したとき。

(4) 第3条第3項各号の一に該当するに至ったとき。

(損害の賠償)

**第8条** 使用者は、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

**第9条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成10年6月規則第47号で、同10年6月30日から施行)

#### 附 則 (平成17年3月31日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。(後略)

#### 附 則 (平成26年3月31日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについて

ては、なお従前の例による。

**附 則**（平成31年 3 月29日条例第 5 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収し、又は納めるべき使用料、採取料、占用料、着陸料等及び駐車料について適用し、同日前に徴収し、又は納めるべき使用料、採取料、占用料、着陸料等及び駐車料については、なお従前の例による。

**別表**（第 3 条、第 4 条関係）

1 施設使用料

区分	単位	使用料
講堂	1 時間につき	4,050円
研修室	同	600円
会議室	同	600円
技術交流サロン	同	600円

2 附属設備使用料

区分	単位	使用料
ビデオプロジェクター（大）	1 式につき	2,660円
ビデオプロジェクター（小）	同	1,280円
16mm映写機	同	1,280円
スライド映写機	同	520円
オーバーヘッドプロジェクター	同	520円

備考

- 1 使用時間が 1 時間未満であるとき又は使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その使用時間又はその端数時間を 1 時間として計算する。
- 2 施設の冷房を使用する場合は、その実費に相当する額を使用料として別に徴収する。